

内部統制システムに関する基本方針

一般財団法人 日本海事協会（以下、「本会」という）は、本会の意識、目的及び倫理観を共通のものとした「一般財団法人 日本海事協会 中期経営計画」における『経営理念・ビジョン』に則して、持続的成長の可能な経営基盤を構築するため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十八号）」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年四月二十日法務省令第二十八号）」並びに「会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）」及び「会社法施行規則（平成十八年二月七日法務省令第十二号）」に基づき、内部統制システムを整備します。

内部統制に関する方針

一般財団法人 日本海事協会（以下、「本会」という）は、『内部統制システムに関する基本方針』に基づき、次に定める通り内部統制システムを整備・構築、運用することにより、業務運営の適正性・適法性の確保を図るものとする。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業倫理の確立並びに理事及び使用人による法令、定款及び会規の遵守の確保を目的としたコンプライアンス体制及び行動憲章を整備するとともに、その遵守の重要性について周知、徹底する。
- (2) 理事は、重大な法令、定款及び会規の違反に関する重要な事実を発見した場合、直ちに監事に報告するとともに、遅滞なく理事会において報告し、迅速に対応する。
- (3) 法令、定款及び会規の違反を発見した場合の内部通報体制を整備し、違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。また、理事及び使用人による法令、定款及び会規等の違反行為を処罰する体制を整備する。
- (4) 職務の範囲や権限及び責任を確立し、適切な牽制が機能する体制を整備する。また、確立した職務の範囲や権限及び責任に相当した業務遂行能力や業績を評価する体制を整備する。
- (5) 社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
- (6) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成するとともに、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。また、監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制)

- (1) 理事会及び評議員会の議事録、その他法令等に基づき作成すべき文書を作成し、それらを法令等に基づき適正に取扱う（内容、作成方法、作成、承認、保管、保存、閲覧、公開、開示、謄写の請求）体制を整備し、徹底する。
- (2) 理事は、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報を適正に取扱う（内容、作成方法、作成者、承認者、保管、保存、閲覧、公開、開示、謄写の請求）体制を整備し、徹底する。
- (3) 理事は、個人情報及び機密（秘密）情報を、法令等に基づき適正に取扱う（内容、作成方法、作成者、承認者、保管、保存、閲覧、公開、開示、謄写の請求）体制を整備し、徹底する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制)

- (1) 法人の事業運営及び業務執行に係わるリスクを、法令や経済環境等外部環境や内部環境の変化を考慮し総合的に識別、分析、評価するとともに、必要な対策を柔軟に講ずることができる体制を整備する。
- (2) 業務活動上、重大な事態が発生した場合、迅速かつ適切な対応を行うことにより損失・被害を最小限にとどめることができる情報伝達等の体制を整備する。
- (3) リスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制)

- (1) 組織機能や運営基準を明確にした職務の範囲や権限及び責任を確立し、効率的に業務を執行できる体制を整備する。
- (2) 理事は、事業計画等を踏まえ、必要となる資源を適切に確保し、配分を決定することにより、効率的に事業の運営を確保する。
- (3) 事業の運営に関わる重要事項については、事前に審議され、執行が決定される体制を整備する。
- (4) 事業の運営状況を把握し、改善を図ることができる体制を整備し、定期的に検証する。

5. 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の理事からの独立性に関する事項並びに監事の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制)

- (1) 当該使用人は、監事を補佐することができる知識、能力を有する者として、本会の職員から任命する。
- (2) 当該使用人は、監事からの指揮命令により業務を効率的に執行する体制を整備する。
- (3) 監事及び当該使用人は、適切に職務を遂行するに当たり意思疎通が図れる体制を整備する。

6. 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制並びにその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制)

- (1) 理事、使用人及びその他監事が、適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者とその職務を適切に遂行するため、意思疎通を図り、情報収集及び監査ができる環境を整備する。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意する。
- (2) 監事が、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる体制を整備する。また、この報告をしたことにより、報告を

行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。

- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、監事が、遅滞なく、その旨を理事会に報告することができる体制を整備する。
- (4) 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- (5) 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- (6) 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、本会の他の監事、本会の子会社の監査役、その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
- (7) 監事は、その職務を行うため必要があるときは、本会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (8) 監事は、定期的に理事会等重要な会議に出席し、意思疎通及び情報の交換を図るよう体制を整備する。また、外部の弁護士、会計監査法人等と意思疎通及び情報の交換を図り、監査業務に関する助言を受けることができる。

7. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制)

- (1) 監事の職務の執行について生じる費用の前払、その他当会職務の執行について生ずる費用等を、監事からの請求等に従い円滑に支弁する体制を整備する。但し、当該費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除くものとする。
- (2) 監事は法人に対し善管注意義務を負うことから、監査費用の支出については効率性及び適正性にに基づき行う。

8. 本会及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法 平成十七年七月二十六日法律第八十六号、第 362 条第 4 項第 6 号)

(会社法施行規則 平成十八年二月七日法務省令第十二号、第 100 条第 1 項第 5 号)

- (1) 本会の子会社の取締役、執行役、業務を執行する職員、執行役員、その他これらの者に相当する者（「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の本会への報告に関する体制を、子会社の自主性を尊重しつつ本会に対する報告事項等を明確にし、グループとして整備する。本会監事は、その職務を行うため必要があるときは、本会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。
- (2) 本会の子会社の損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制は、本会の損失の危険の管

理に関する規程及びその他の体制に従い、子会社においても徹底することができる体制を整備する。業務活動上、重大な事態が発生した場合、迅速かつ適切な対応を行うことにより損失・被害を最小限にとどめることができる情報伝達等の体制をグループとして整備する。

- (3) 本会の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、本会の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に従い、グループとして整備する。グループとしての職務の範囲や権限及び責任を明確にし、グループにおける事業計画等の計画の執行状況について、定期的に報告され、検証し、改善を図ることができる体制をグループとして整備する。本会監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、本会の他の監事、本会の子会社の監査役、その他これらの者に相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
- (4) 本会の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制は、本会の理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に従い、グループとして整備する。コンプライアンス体制及び行動憲章をグループとして整備するとともに、その遵守の重要性について周知、徹底する。本会の子会社の取締役等及び使用人が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告させ、対策を適時適切に講じる。

9. 本方針の維持・運用に関する事項

- (1) 社会情勢、社会規範、法令等により要求される事項から逸脱してはならない。
- (2) 文書化した情報として利用可能な状態にし、維持しなければならない。
- (3) 全役職員に伝達され、理解され、適用されなければならない。
- (4) 必要に応じて、密接に関連する利害関係者が入手できるようにしなければならない。
- (5) 本方針に基づき、本会グループ内の制度が設計・運用され、本方針を逸脱した行動が発見された場合には、適切に是正されなければならない。

2017年4月1日 制定